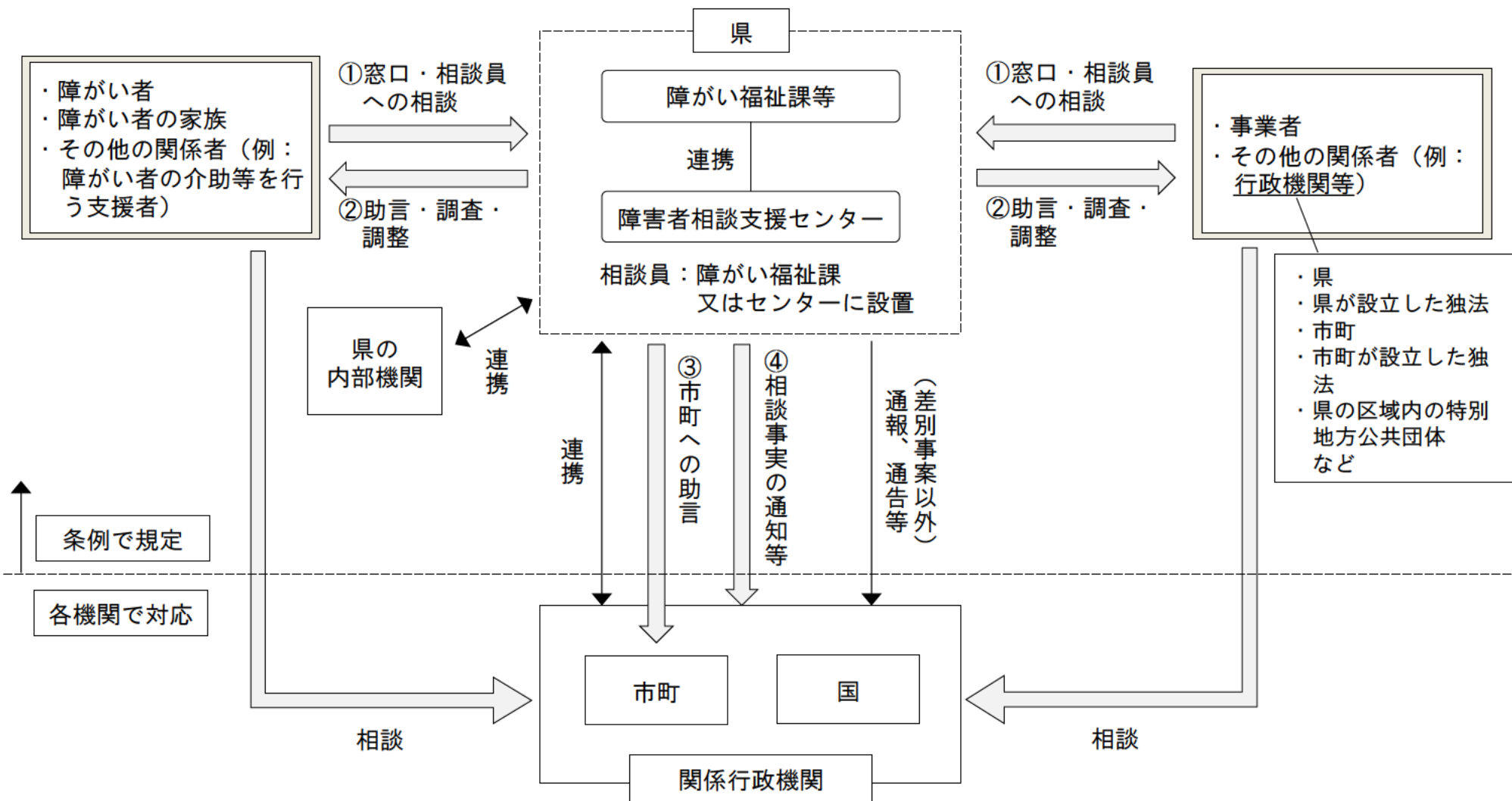


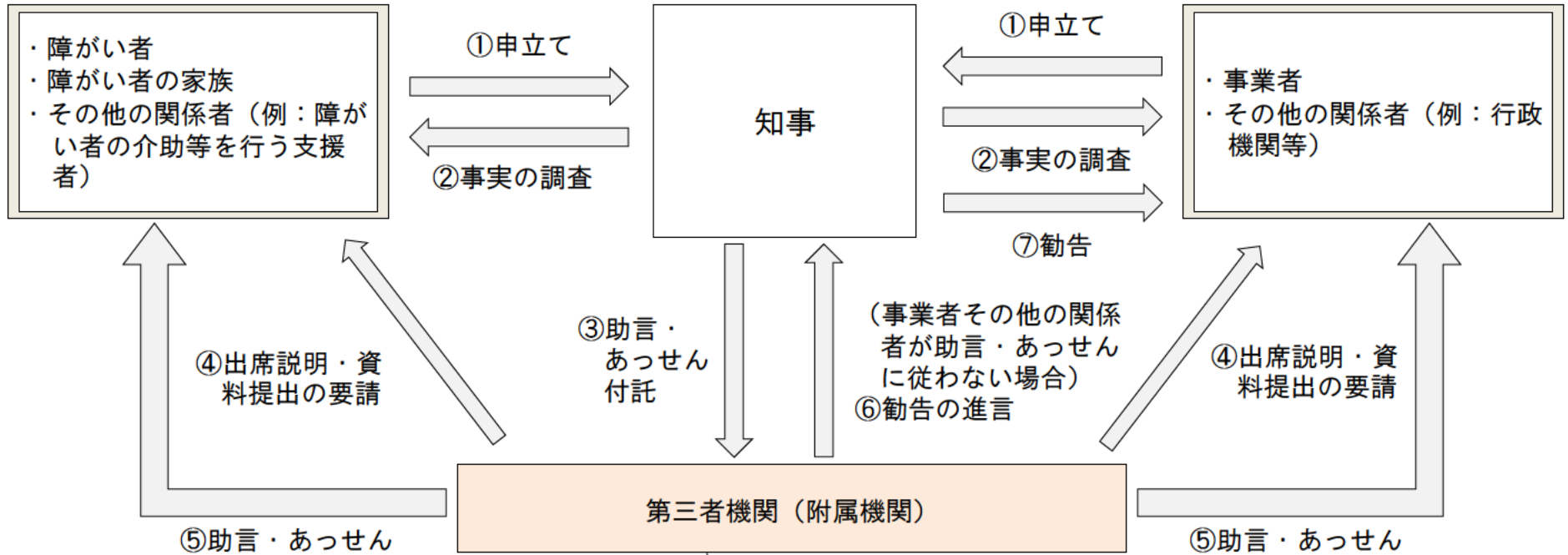
1. 相談体制

○差別事案(差別的取扱い・合理的配慮の不提供)に関する相談に応じる。



2. 紛争解決を図る体制

○第三者機関が助言・あっせんを行う。



差別事案の発生の防止や差別事案の解決に資するため、関係人の秘密を除いて、協議会が行った助言・あっせんの内容を公表

- (1) 助言・あっせんについては、当事者双方に申立ての権利を認める。
- (2) 助言・あっせんの対象事案は、県での相談対応によっては差別事案の解決が期待できないと認められるものとする。
- (3) 助言・あっせんを行う第三者機関を知事の附属機関として位置付ける。